



羽の情報便

少額投資非課税制度 (NISA)

少額投資非課税制度は、株式や投資信託の投資に対して、税制上20%かかる売却益と配当への課税を、年間100万円を上限に非課税とする日本における制度です。

日本でも2014年から日本版ISA(アイサ)が始まることになり、4月30日に愛称がNISA(ニーサ)と決まりました。すでにコマースシャルでもお馴染みだと思います。

これを使うことによって、税金面で大きなメリットが受けられます。2013年末で証券優遇税制(20%→10%)が廃止される代わりに導入された制度です。

2014年の1月から、「毎年100万円まで」の非課税投資枠が設定され、投資金額100万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金(分配金)が非課税となります。(現在は10.147%ですが、2014年からは通常20.315%の税金がかかることになっています)。

2014年から制度が始まり、2023年までの10年間、毎年新たに100万円の非課税枠が与えられます。非課税の期間は、それぞれ5年間までとなっており、途中で売却した場合は、非課税枠を使ったとみなされて、再利用をすることができません。さらに、非課税枠を使つての投資総額は合計500万円までとなっており、それ以上の金額は非課税の対象とはなりませんので注意が必要です。

金融機関において、この制度が適用される非課税口座を、通常の取引口座とは別に開設する必要があります。英国において居住者に対する類似の少額投資を優遇する制度(非課税制度)として、Individual Savings Account(個人貯蓄口座、通称ISA)が1999年6月にスタートしました。日本の非課税口座は、この英国の口座と制度を参考につくられたため、税制適用を受ける口座を、通称でISA口座や日本版ISAとも呼びます。

2013年4月、日本証券業協会や全国銀行協会などが組織する「日本版ISA推進連絡協議会」は、この新制度口座の愛称の募集を行い、7000件を超える応募の中から、50代男性が応募したNISA(ニーサ)に決定しました。

ただし利用者1人につき1口座のみ開設可能であり、すなわち口座開設時に他の金融機関において同制度を対象とした口座(ISA口座)が開設されていないことが必要です。

非課税に関する具体的な条件や内容は次のとおりです。

- ①資格者: 非課税口座を開設する年の1月1日において20歳以上の日本国内居住者。
- ②非課税対象: 非課税口座で購入した上場株式や投資信託の、配当所得・譲渡所得。
- ③非課税期間: 最長5年間。途中売却自由。
- ④非課税投資枠上限: 毎年100万円、最大500万円。
- ⑤口座開設期間: 2014年から2023年の10年間



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

お客様からのQ & A

今年の七月に中国にて中国人と結婚し、八月に日本の市役所へ婚姻届を提出、すでに日本においても戸籍上、婚姻が成立しております。しかし中国人の場合、結婚してもすぐに日本へ入国することができません。現在、入国するのに必要な書類(在留資格証明書)を入国管理局へ申請中で、彼女はまだ、入国できておりません。(入国管理局の話では証明書取得まで二〜三ヶ月かかるそうなので、入国は早くても 十二月か、年明けになる予定です)。現在、彼女は中国で働いておらず、日本(私)からの仕送りで生活しております(送金額二〜三万円/月)。

このような状態で彼女が不在のまま、年末調整における配偶者及び扶養控除対象となるかどうか教えてください？

ご質問の配偶者控除の件ですが、わが国の所得税法では、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするものとされています。ご質問では、「八月に日本の市役所へ婚姻届を提出、すでに日本においても戸籍上、婚姻が成立しております。」とありますので、居住者の婚姻届が正式に受理されているものと理解し、その上で回答すれば、問題は居住者と生計を一にしているかどうかとポイントとなります。この場合現在、「彼女は中国で働いておらず、日本(私)からの仕送りで生活しております(送金額二〜三万円/月)」とありますので、文面の上からは生計を一にしているものと思われれますが、このところについては現在国内に居住しておらず奥さんの生計の実態が把握できませんので、所轄の税務署でご相談されることをお勧めします。



税金・保険のまめ知識 (第74回) 生命保険の非課税枠による節税

生命保険の受取金には、相続税の非課税枠が設けられています。

受取った生命保険金の金額が、非課税枠の範囲内であれば、相続財産には加算されないのです。

ということは自分の財産から毎月の保険料を支払えば、まずは相続財産を減らすことになるため、相続税が減ることになります。そして自分が死んで家族が生命保険金を受取る時には相続税の非課税枠があるので、税金を払うことなく、相続財産を受け取れるようになります。つまり、

①相続財産から生命保険料を支払う → 相続財産が減るので、相続税の支払いが減る

②生命保険金を受取る → 非課税で保険金を受取るから、非課税で財産を移転したのと同じ

という2重のメリットがあります。

このように生命保険を活用することは、相続税対策としてとても有効な方法なのです。

(生命保険金が非課税となる受け取り金額)

生命保険金が非課税となる金額の計算式は、500万円×相続人の数です。

例えば相続人が3人なら500万円×3人(相続人)＝1500万円まで、非課税で保険金を受け取ることができます。

相続人が3人いても、保険金の受取人に指定されている人は1人の場合、この1人の人は1500万円まで非課税で受け取ることができます。

つまり相続人の人数が多ければ多いほど、生命保険金が非課税となる金額がどんどん増えるということです。

(相続税が非課税となる保険加入の仕方)

相続税の非課税の適用を受けるためには、保険加入の仕方に条件があります。

(例1) 相続税が非課税となる保険加入

・父が自分で生命保険に加入し、自分の財産から保険料を支払う。

・自分が死んだら、妻と子供が保険金を受取る。

上記のような契約で保険に加入していれば、相続税を非課税として生命保険金を受取ることができます。つまり保険契約者と死ぬ人を同じにして、生命保険金の受取人を相続人とすれば、相続税を非課税として生命保険金を受け取れるのです。

(例2) 相続税が非課税とならない保険加入

母が父に生命保険をかけて、母の財産から保険料を支払う。そして父が死んだら、保険金は子供が受け取る。

上記のような契約で保険に加入していると、相続税を非課税として生命保険金を受取ることはできません。それどころか子供には贈与税が発生してしまい、税金の負担がとても重くなってしまいます。この場合は保険会社に連絡して、契約内容を変更するようにしましょう。



8月の税務カレンダー

8月12日(月)

7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月2日(月)

6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
個人事業税の納付(第1期分)



生命保険の基礎知識(10)

～保険の約款を読んだことありますか?～



外貨建ての生命保険とは?

現在、「終身保険」、「養老保険」、「個人年金保険」、「変額個人年金保険」などの一部に外貨建ての生命保険商品があります。

この商品は、外貨(米ドルやユーロ、豪ドルなど)で保険料を払い込み、外貨で保険金や解約返戻金などを受け取る仕組みになっていますので、例えば、受け取った外貨を円に換算する際、為替変動の影響を受け、場合によっては、日本円で受け取る保険金額などが円ベースでの払込保険料の総額を下回る可能性もあります。

このように、為替相場の変動によって影響を受けることを「為替リスク(為替相場の変動リスク)」といい、為替リスクは契約者または受取人に帰属します。

※通常、外貨と円の換算の際に為替手数料がかかります。例えば、保険料を支払う場合に、円から外貨へ換算するときは、為替リスクに加えて、為替手数料が発生することも事前に把握しておくことが大切です。

※外貨建ての生命保険を契約する場合、商品の仕組み(為替の変動によって将来受け取る保険金などの額がどのように変動するのか等)について、生命保険会社は書面を用いて説明することになっています。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(48)

「尖閣諸島」の名前の由来・語源は?



最近、「竹島」と一緒にニュースで取り上げられる「尖閣諸島」ですが、尖閣諸島の名前の由来はどうなっているのでしょうか?

尖閣諸島は実業家 古賀辰四郎の依頼で、1900年 5月に当地を調査した高知県出身の教師「黒岩恒」が、「島の尖っている形状」とイギリス海軍水路誌にある「The pinnacle islands」を訳した事に由来します。

※尖閣諸島は「魚釣島」、「久場島」、「大正島」、「北小島」、「南小島」「沖の北岩」、「沖の南岩」、「飛瀬」の総称の事を言います。では、1900年以前は尖閣諸島はなんと呼ばれていたのでしょうか?

現在の沖縄に人が住み始めたのは3万年以上前と言われており、古くから尖閣諸島の存在は知られていました。(黒潮にのれば流れつく為です。)

昔、沖縄の人々は現在の尖閣諸島の事を「クバ島」と呼んでいました。これは、食用樹木であるピロウ(ヤシ科・沖縄の人達は「クバ」と呼んでいた。)が豊富にある島だったからです。この食用樹木であるピロウは「神木」とであると考えられていた為、古来、尖閣諸島は「神木が生い茂る島」と言われていたのです。



今月のコラム

残暑お見舞い申し上げます。八月も終わってしまいました。毎日、肌に突き刺さるような暑い日が続いています。そして今年も3分の2が過ぎてしまいました。今の社会や世相を表すものに漢字一文字や流行語が使われています。普通、世相というものを形容する時、「明るい」「暗い」「混乱」「不況」「好景気」等が使われます。また新語の出現に伴い、これがその時の世相を象徴する場合もあります。

しかし、流行語の方が世相と密接に関わっていると思うのです。長短の差はあるものの、一定期間、人の口に入り、マスコミで使われるということで、人々の関心が集中する対象になっていることを示しているからです。勿論新語が流行語になるということもあります。流行語は、その言葉通り終わりがありません。流行が終わると、世相も変わっていると考えることができます。

世相と流行語が一種の歴史を形成しており、その時々の世相を、現在の視点から振り返れば、今の世相に繋がっていくと思います。

また、一九九五年から毎年末に発表される「今年の世相を表す漢字一字」があります。順に振り返ってみると、震↓食↓倒↓毒↓末↓金↓戦↓帰↓虎↓災↓愛↓命↓偽↓変↓新↓暑↓絆↓金(二〇一二年)となつていきます。新語や流行語ではありませんが、その年一年間の世相を象徴的に表しています。

今年の流行語「アベノミクス」「今でしょ」「倍返しだ」等と併せて考えるのも面白いかも知れません。「アベノミクス」による二本の矢、所得倍増計画、いつやるのですか？今でしょ！

今年の上半期の漢字は、「矢」「今」「倍」等はいかがでしょうか？

まだまだ猛暑が続きます。熱中症でお亡くなりになる方も年々増えており、特に子供やお年寄りへは注意が必要です。皆様もお身体には十分注意をつけて下さい。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

